

答 申 第190号
平成17年3月9日

千葉県知事 堂本暁子 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成15年8月18日付け安支（農）第183号による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

平成15年3月20日付けで異議申立人から提起された平成15年3月11日付け安支（農）第387号の4で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった行政文書のうち、中央産業株式会社に係る許可通知書の写しに記録されたあて名及び許可権者の氏名以外の氏名（以下「本件氏名」という。）及び本件氏名の末尾に押印された印鑑の印影（以下「本件印影」という。）を除き公開すべきである。

実施機関が行ったその余の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成15年3月11日付け安支（農）第387号の4による行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）に係る処分を取消しを求めるといふものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、次のとおりである。

- (1) 行政文書の件名を特定し、記載すべきなのに内容で記載した。件名は、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号・・・（標題又は書類名）で記載すべきものをウヤムヤな記載としたことは違法である。
- (2) 地番は特定の個人を識別することができる情報としているが、森林法の森林計画図で地番を閲覧させているので部分開示する理由にならない。
- (3) 許可通知書を受け取った代理人は会社の代理人であるので、特定個人に該当しない。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 本件対象文書について

本件対象文書は、森林法第10条の2の規定による許可を求めた林地開発変更許可申請に対する林地開発行為変更許可通知書の写しである。

2 旧千葉県公文書公開条例（昭和63年千葉県条例第3号。以下「旧条例」という。）第11条第2号該当性について

本件対象文書には、林地開発行為変更許可通知書を会社代表者の代理として受領した者の氏名が記載されており、当該受領者は法人の代表者ではないことから、本号本文に規定する個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得る情報に該当する。

なお、本件対象文書に記載している開発行為に係る森林の土地の所在場所の代表地番（以下「本件地番」という。）が、個人からの借地であったことから当該地番を不開示としたが、開発行為の現地に設置されている「林地開発許可済標識」に当該地番を掲示し、一般公表しているため、この部分に関しては、開示する用意がある。

3 旧条例第11条第3号該当について

本件対象文書には、法人の代表者の印影が記録されているが、当該印影は法人の内

部管理に属する情報であり、開示することにより当該法人の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与えると認められる。

4 行政文書の件名に関する主張について

行政文書の件名の記載については、行政文書部分開示決定通知書（以下「決定通知書」という。）に記載された市町村名及び当該法人名から特定されるものであり違法性はない。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書をもとに審査した結果、以下のように判断する。

1 本件文書及び本件決定について

本件文書は、平成11年9月27日付け千葉県安支指令第31号林地開発行為変更許可通知書（中央産業株式会社あて）の写し及び平成6年12月16日付け千葉県安支指令第16号の9林地開発行為変更許可通知書（東和石材興業有限会社あて）の写し（以下「本件文書」という。）である。

実施機関は、森林法第10条の2の規定による開発行為の許可申請に対する変更許可を認めた林地開発行為変更許可通知書（以下「許可通知書」という。）のうち、中央産業株式会社に係る許可通知書の写しに記録された本件地番は、旧条例第11条第2号に該当するとして、また東和石材興業有限会社に係る許可通知書の写しに記録された本件氏名は、旧条例第11条第2号に、本件氏名の末尾に押印された本件印影は、旧条例第11条第3号に該当するとして不開示としたものである。

2 本件決定に係る経緯について

本件決定において、実施機関は、決定通知書の「行政文書の件名」欄には、「1 鋸南町での森林法の許可についてわかるもの（東和石材、中央産業、松庫工業）のうち、中央産業に係る林地開発行為変更許可通知書（写）」及び「2 鋸南町での森林法の許可についてわかるもの（東和石材、中央産業、松庫工業）のうち、東和石材に係る林地開発行為変更許可通知書（写）」と記載し、「開示しない部分及び開示しない理由」欄には、「千葉県情報公開条例第8条第2号に該当する。個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報であるため（2号）。開示しない部分：所得・収入（2号）。」及び「千葉県情報公開条例第8条第2・3号に該当する。個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報であるため（2号）。法人の事業活動における経営方針に関する情報が記録されており、開示することにより、当該法人の事業運営上その他正当な利益を害するおそれがあるため（3号）。開示しない部分：氏名（2号）。登録印鑑の印影（3号）。」と記載し、通知した。

その後、実施機関は、決定通知書において、適用条例を誤ったため該当する条例の不開示条項と当該条項を適用する理由を誤記し、また開示しない部分についても誤記が認められたことから、平成15年6月9日付け安支（農）第64号により、「開示しない部分及び開示しない理由」を「旧千葉県公文書公開条例第11条第2号に該当する。個人に関する情報であって特定個人が識別され、又は識別され得るものが記録されているため（2号）。開示しない部分：地番（2号）。」に改め、また「開示しない理由」を「旧千葉県公文書公開条例第11条第2・3号に該当する。個人に関する情報

であって特定個人が識別されるため（2号）。法人の事業活動に関する情報が記録されており、公開することにより、当該法人の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与えると認められるため（3号）」に改める一部訂正を行った。

さらに、平成15年7月1日付け安支（農）第64号の2により、決定通知書の日付誤りのあった箇所の訂正と不要な様式番号の記載を削除する一部訂正を行った。

3 旧条例第11条第2号該当性について

実施機関は、本件文書に記載された本件氏名及び本件地番が、本号に該当するとして非公開としたが、理由説明書において、本件地番は当該開発行為地に設置された「林地開発許可済標識」に掲示していることから、開示する用意があるとしているので、以下、本件氏名について検討する。

実施機関が非公開とした本件氏名は、実施機関が許可通知書を受領させるに当たり、その事実を文書に残すために、当該通知書を受領した者にその氏名を署名させたものである。

本件氏名は、法人を代表する者の氏名ではなく、単に受領した事実を示すために、受領した者が手書きで自己の氏名を記したものであり、末尾に代表者印と推認される印影が押印されていたとしても、法人等の代表者又はこれに準ずる者が当該法人等の職務として受領したとはいえず、その他の者が権限に基づき当該法人のために受領したということもできない。

よって、本件氏名は、個人に関する情報であって特定の個人が識別されるものであり、本号本文に該当すると判断する。

次に、本件氏名は、本号ただし書ロ及びハに該当しないことは明らかである。また、本件氏名は、法人代表者等の氏名ではなく、何人でも閲覧することができる情報とする法令等の規定は見あたらないため、本号ただし書イにも該当しない。

したがって、本件氏名は、本号に該当し公開しないことができるものである。

4 旧条例第11条第3号該当性について

実施機関は、本件印影が本号に該当するとしているので、以下検討する。

本件印影は、実施機関が許可通知書を受領させるにあたり、署名の末尾に押印させたものであるが、見分したところ、印影の形状から法人代表者印の印影であることが推認される。

法人代表者印の印影は、一般的には、記載事項の内容が真正なものであることを示す認証的機能を有するもので、契約書等重要書類に使用され、記載事項の履行等を確約するという非常に重要な役割を担っており、不特定多数の者に提示されることを予定していないものである。このような法人代表者印の印影が、法人の事業活動に関係なく公開されることとなれば、当該法人の事業運営上の地位に不利益を与えるものと認められるため、本号本文に該当すると判断する。

また、本件印影は、本号ただし書イ、ロ及びハに該当しないことは明らかである。

したがって、本件印影は、本号に該当し公開しないことができるものである。

5 異議申立人のその他の主張について

(1) 行政文書の件名に関する記載について

異議申立人は、行政文書の件名を特定して標題又は書類名で記載すべきものを、行政文書の内容で記載したことは、違法であると主張するので、以下検討する。

本件決定通知書の「行政文書の件名」欄の表記については、異議申立人が主張するように、日付及び文書番号の記載は認められない。

しかし、異議申立人が記載した行政文書開示請求書における「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄の表記中の「最新の」という部分及び実施機関が開示するかどうかの決定をした決定通知書の「行政文書の件名」欄の表記中の「鋸南町での」という部分を合わせると、開示請求者が求める行政文書を特定できる程度の記載をしているものと認められ、行政文書の日付や文書番号等の記載がされていなかったとしても、これを違法とまではいえない。

(2) その他の主張について

異議申立人は、「平成15年6月9日付け決定通知書の一部訂正については、当初の処分を取り消さず、一部訂正の通知であった。なぜ異議申立て期間内のものが審査会にて処理できるのか。手続に違法があり審査会は担当課へ書類を返すべきものである。」と主張するので、以下検討する。

本件決定に係る事務処理については、前記2に記載のとおり繰り返し訂正が行われたことが認められる。

しかし、訂正を行う前の決定通知書において、開示しない部分を「所得・収入」と記載した点について、異議申立人は、本件決定に伴う公開の実施により公開された情報から、開示しない部分にどのような情報が記載されているかを概ね推定できるものであり、また、前記「第2 異議申立人の主張要旨」からも明らかのように、開示しない部分が、地番であると知ることは容易であったと思われることから、訂正を行う前の決定通知書の「開示しない部分」欄の表記が、誤って記載されていることを当然了知し得る状況であったものと認められる。

また、訂正を行う前の決定通知書において、開示しない理由の適用条例を千葉県情報公開条例とし、不開示条項を適用する理由を誤記した点については、「開示しない部分及び開示しない理由」欄の記載をみても、条例名が誤記であることは明らかであり、記載された不開示条項及び当該条項を適用する理由は、旧条例の非公開条項及び当該条項を適用する理由と大きな差異はなく、不開示とした部分を示すことにより、条例に定める不開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得る程度に記載されているものと思料される。

したがって、本件決定を取り消さなければならない程度に不備があるとは認められず、手続に違法があるとまではいえない。

なお、実施機関には、条例の趣旨を踏まえ、今後、行政文書部分開示等の決定を行うに当たっては、慎重かつ適切な判断を確保することが望まれる。

6 結 論

実施機関が部分公開とした行政文書のうち、東和石材興業有限会社に係る許可通知書の写しに記録された本件氏名は旧条例第11条第2号に該当し、本件氏名の末尾に押印された印鑑の印影は旧条例第11条第3号に該当し、いずれも開示しないことができるが、その余の情報は開示すべきである。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
15. 8. 18	諮問書の受理
16. 9. 24	実施機関の理由説明書の受理
17. 1. 25	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
大 友 道 明	弁護士	
瀧 上 信 光	千葉商科大学教授	職務代理者
横 山 清 美	環境パートナーシップちばアドバイザー	

(五十音順：平成17年1月25日現在)